

# 飯島町いじめ防止基本方針

平成29年10月

飯 島 町  
飯島町教育委員会

## 「いじめを しない させない ゆるさない」宣言

これまで私たちと同じ子どもが、いじめによって尊い命を亡くしたり、いじめによって心に大きな傷を負い、大人になっても苦しんでいる人がいます。

私たちの周りにも程度こそ違いますが、いじめがあったことも事実です。

そしていじめの問題が、私たちの間に緊張と影をおとし、楽しく明るい学校づくりをさまたげてきたことも確かです。

私たちは誰もが安心して楽しく、のびのびとした学校生活を送る権利を持っています。そしてまた、どんなときも友達と楽しくし、協力し合ってよりよい学校生活を作っていく願っています。

そのため、私たちは自分たちのまわりからいじめを無くす決意をこのこども議会場で示し、以下のように宣言します。

私たちは思いやりの心と勇気を持って

私たちの学ぶ学校で 私たちの地域で

- ー いじめをしません いじめをさせません
- ー いじめを許しません いじめから目をそむけません
- ー いじめに気づき いじめを見逃しません

以上宣言します。

平成25年11月16日 飯島町 こども議会

## 目 次

はじめに	1
一 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
1 いじめとは	1
2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめを未然に防ぐために	
(2) いじめを早期に発見するために	
(3) いじめに適切に対応するために	
二 いじめ防止等のための対策	2
1 町の取組	2
2 教育委員会の取組	2
(1) 教育委員会におけるいじめ問題対策	
(2) 飯島町いじめ防止専門部会	
(3) 相談支援体制の整備	
(4) いじめへの対応	
3 学校の取組	3
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	
(3) 子どもたちを主体とした取組の推進	
(4) いじめ防止等に関する取組	
4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携しいじめ防止等の取組	5
(1) 保護者の役割	
(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携	
5 重大事態への対応	6
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。

学校では、教職員が一人で抱え込まずに、学校の教職員全員が一丸となって組織的な対応をすることが必要です。また、保護者、地域、関係機関と連携して取り組むことも欠かせません。

飯島町では、平成25年にこども議会で「いじめを しない させない ゆるさない」宣言が採択され、それ以降児童会や生徒会活動でも、この宣言の趣旨を生かした取組が継続されています。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が施行され、同法第12条の規定に基づき、国及び長野県の定める「いじめ防止等のための基本方針」を踏まえ、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために「飯島町いじめ防止基本方針」を策定します。

## 一 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめとは

この基本方針において『いじめ』とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいいます。

### 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が連携して取り組むべき課題です。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり、社会全体で見守っていくことがいじめ防止につながります。

#### (1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めます。

- ① 児童生徒に「いじめは絶対許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促します。
- ② 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成します。

- ③ 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるように指導します。
- ④ 児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行います。

保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関わっていくことが大切です。

## (2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにします。次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要です。

- ① 「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知します。
- ② 学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにします。
- ③ 相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、児童生徒が相談することの大切さに気づけるようにします。
- ④ 学校は地域に開かれた学校づくりを進めます。また、地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整えます。

## (3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめが確認された場合、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切です。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておくが必要です。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になります。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められます。

## 二 いじめ防止等のための対策

### 1 町の取組

町は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図り、情報の共有化に努めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する総合教育会議等を活用し、いじめ防止等の具体的対策について検討します。

## 2 教育委員会の取組

### (1) 教育委員会におけるいじめ問題対策

教育委員会は、総合教育会議等での検討を踏まえ、いじめ防止等に関する関係機関、団体の連携強化を図るため、学校や地域におけるいじめの状況等の把握や関係機関、団体等によるいじめ防止の取組についての情報の共有に努めます。

また、いじめ防止等の取組に関して、学校訪問等を通して日常的な指導や助言を行うとともに、各学校のいじめの発生状況や対応の状況を調査、把握して早期発見、早期対応の指導に生かします。

### (2) 飯島町いじめ防止専門部会

教育委員会は、児童生徒のいじめをはじめとする生徒指導上の問題等の解決に向け、教育委員会及び学校が的確に対応するための支援と助言を得るため、飯島町青少年問題協議会に飯島町いじめ防止専門部会（以下「部会」という。）を設置します。

### (3) 相談支援体制の整備

教育委員会を窓口とし、来所・電話等による相談を受け付け、早期発見や適切な対応を図ります。

また、学校で把握したいじめについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的対応のほか、保健師、教育相談員、家庭相談員、心の相談員を配置して、相談支援体制の整備に努めます。

### (4) いじめへの対応

- ① 学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し、必要な助言・指導を行います。
- ② いじめが起きた場合には、必要に応じて学校教育法の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を検討します。
- ③ 「重大事態（疑い）」に対し、法の規定に基づき必要な措置を講じます。
- ④ インターネット上で問題となる情報を発見した場合には、被害の拡大を避けるために学校と連携して直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対応します。

## 3 学校の取組

学校は「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、教育委員会や関係機関と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するなど、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進めます。

## (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に下記のようないじめの防止等の取組を実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ります。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成します。
- ② 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じた見直します。
- ③ 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口の整備します。
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有をします。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核とします。

## (3) 子どもたちを主体とした取組の推進

平成25年度こども議会において「いじめを しない させない ゆるさない」宣言が採択されました。それ以降、この宣言の趣旨が各小中学校で生かされ、児童会活動や生徒会活動に取り入れられてきました。今後も児童生徒を主体とした取組を大切に引き継いでいきます。

## (4) いじめ防止等に関する取組

### ① 未然防止の取組

いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

また、未然防止の基本となる、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指します。加えて、児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や自尊心を高める活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動を行うことにより、集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認め合える人間関係、学校風土をつくることに努めます。

### ② 早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたり、けんかともみなされたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても児童生徒の被害性に着目し、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要があります。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう児童生徒が記入しやすい形態のアンケート調査や、教育相談を実施するとともに、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが重要です。

### ③ いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげます。そのために、自校の「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全教職員が組織的対応の仕方を共通理解して、一丸となって取り組みます。

また、いじめの発見、通報を受けた場合には、教育委員会に報告するとともに、事案によっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対処する必要があります。

なお、いじめは単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできないことから、いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされることが必要です。

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。
- ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

### ④ 教職員の研修

教職員の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員自身が人権感覚を大切にされた教育活動を展開します。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性や環境を踏まえた支援ができるよう、各学校の状況に応じた研修を実施します。

- ・ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒。
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒。

### ⑤ その他

学校ではいじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行うことが必要です。

また、「学校いじめ防止基本方針」は保護者に周知するなどし、家庭、PTAや地域の理解を得ながらいじめ防止等の取組を進めることが必要です。

## 4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関・関係団体とが連携して様々な取組を工夫することが有効です。

### (1) 保護者の役割

子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。

また、保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育みましょう。

## (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

いじめ問題の防止や解決のためには、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことが大切です。

飯島町ではコミュニティスクール事業の取組を中心として学校と家庭、地域が連携し協働する体制を推進します。

また、地域社会の役割も重要であることから、PTA活動、公民館活動、青少年健全育成会活動、子ども広場、学童クラブなどを通じて、いじめ問題に対する地域全体の意識を高めることが、いじめの芽に気付くことや未然防止、早期発見につながります。さらに、学校や町、教育委員会は、児童相談所や警察などの関係機関と情報交換等日常的な連携を図ります。

## 5 重大事態への対応

いじめの重大事態については、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、適切に対応することが必要です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - 児童生徒が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な傷害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくしている疑いがあると認めるとき。
    - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### (1) 学校の対応

学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始するとともに、直ちに教育委員会に報告します。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当の段階から教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をします。

- ① 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織します。
  - ② 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導します。
  - ③ 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築します。
  - ④ いじめられた児童生徒の安心・安全の確保  
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備します。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。
  - ⑤ いじめた児童生徒への指導  
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続します。
- (2) 教育委員会の対応
- 教育委員会は、調査の主体を判断し、教育委員会又は学校の下に速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。また、町長及び長野県教育委員会に報告します。また、必要に応じて長野県教育委員会に調査組織の設置について指導、助言、人的支援等を要請します。
- ① 調査主体の判断  
今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断する場合は、教育委員会において調査を実施します。
  - ② 調査組織
    - ・ 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。
    - ・ 学校が調査の主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。
  - ③ 調査の実施
    - ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
    - ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
    - ・ 教育委員会と学校は、調査組織による調査に全面的に協力します。
    - ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要です。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指します。背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査方針」を参考とします。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し、個人情報保護条例に従って、適切に提供する必要があります。

#### ② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、町長に報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えて町長に提出します。

### (4) 町長による対応

#### ① 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は調査の結果について調査（以下「再調査」という。）の実施について検討します。

- ・ 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合。
- ・ 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分調査が尽くされていない場合。
- ・ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
- ・ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合。

なお、再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

#### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講ずるものとします。

また、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、その結果を議会に適切に報告します。

## 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は国や県の基本方針の状況等を勘案するとともに、町内小中学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況を踏まえ、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

**重大事態発生時の報告・調査**

